

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 8 条第 3 項の規定により，農地中間管理機構の事業規程の変更を承認したので，法第 8 条第 4 項の規程により公告する。

令和 7 年 9 月 30 日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 農地中間管理機構の名称

公益財団法人鹿児島県地域振興公社

2 変更に係る事業の種類

農地売買等事業（法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する事業をいう。）

3 承認の年月日

令和 7 年 9 月 30 日